

いじめ防止基本方針

諫早市立飯盛中学校

平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成29年3月、「いじめ防止基本方針」に変更があったことを受け、国や長崎県、諫早市のいじめ防止基本方針が改定された。それにもとない「飯盛中学校いじめ防止基本方針」を改正した。

飯盛中学校教育目標

命をだいに、人をだいに、自然をだいに美しく
～やる気、思いやりの心、たくましい心をもった生徒の育成～

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童 生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

2 いじめに対する基本方針

教職員が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、いじめの種類によって地域や家庭・関係機関間の連携等を必要とすることから、いじめへの組織的な対応、重大事案への対処を行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

【いじめ対策委員会】

本組織は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織であり、以下の役割を担う。

- ◇いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ◇いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ◇いじめに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇いじめに組織的に対応するための中核としての役割

<構成メンバー>

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

※必要に応じて心の教室相談員、学校評議員、民生委員等を招集する。

【PTA・地域との連携】

- ◇PTA総会にて、いじめ防止基本方針の柱を伝え、協力依頼を行う。
- ◇役員会、理事・評議員会の各会合にて、現状の共通理解を図る。
- ◇「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における地区懇談会の場において、いじめ防止基本方針の柱を説明し、学校の取組について理解を得る。

【関係機関との連携】

- ◇市教育委員会の「いじめの実態調査」に関して、いじめと考えられる事案を丁寧に確認し、情報の共有化と事案の収束に努める。
- ◇少年センターとの連絡を密に行い、いじめの有無に関わらず、心身のバランスを崩した生徒について情報を伝える。
- ◇スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーと積極的に連携し、個別対応に努める。

【生徒会との連携】

- ◇生徒総会において「飯盛中学校いじめ撲滅宣言」を策定し、校内に掲示して啓発を図る。
- ◇生活部、広報部等の係活動において、いじめ根絶へ向けた取組を積極的に取り入れ、年間を通じた意識の高揚を図る。

3 いじめの防止にむけて

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であり、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解が必要である。教職員ひとりひとりがそのことをきちんと認識し、生徒の自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点から重要である。これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

<いじめの防止について>

(1) 保護者や地域との連携

本校のいじめ防止基本方針について、PTA総会や学年・学級PTA、地区懇談会等を通じて説明するとともに、家庭・地域での声かけ・観察を依頼する。

(2) 道徳教育の充実

「命の大切さ」「思いやりの心」等の主題を設定し、各学年の発達段階に応じた授業を実施する。道徳科の内容項目に応じて定期的に実施し、いじめと考えられる事案が発生した場合は、臨時かつ速やかに道徳教育による啓発を図る。

(3) 生徒指導の充実

毎週実施される生徒指導委員会において、いじめについて各学年の気になる情報を共有するとともに、必要に応じて臨時職員会議を通じて、事案への対応の在り方を確認し、実行する。また、「生活アンケート」を定期的に実施し、生徒の状況の掌握に努める。

(4) 特別活動・学校行事の充実

積極的な生徒指導を推進するために、特別活動や学校行事における諸活動への取組を充実させ、生徒同士で協力したり、支援したりする経験の場を多く設定する。

(5) 校内研修の充実

年度初め及び夏季休業期間中に、「配慮を要する生徒」に係る校内研修を実施し、教職員の意識を向上させるとともに、いじめの早期発見や被害・加害生徒への対応の在り方等について知識を身につける。

4 いじめの早期発見にむけて

子どもに関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩になる。教職員は、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが必要である。定期的・必要に応じたアンケート調査や教育相談の実施、さらには、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

<いじめの早期発見について>

(1) 生徒観察や情報交換と共有化について

教職員による学校生活全般の観察や、家庭からの気になる情報を適宜記録し、生徒指導委員会において確認する。特に注意すべき案件については、所定の様式にまとめ、職員会議等の場で共通理解を図り、対応する。

(2) アンケート調査や個人面談等について

年間を通じて、定期的なアンケート調査を実施し、その結果についてまとめたものを共通理解する。また、原則として年間2回の個人面談を実施し、その結果について学年でまとめ、定例の生徒指導委員会において共通理解する。

(3) 教育相談体制の整備及び相談機関等の周知について

気になる情報がある場合は、速やかに教育相談を実施できるよう、心の教室相談員との連携を図る。また、状況に応じて、生徒及び保護者に対して少年センターが設定する専門相談員による個別相談の情報を適宜伝えるとともに、必要に応じて個別相談を勧める。

5 保護者との連携について

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(第9条)

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

<いじめに対する措置について>

(1) 的確な情報収集

生徒指導や学級担任等、一部職員の記録に頼ることなく、全職員による多面的な観察を継続して共通理解を図る。その上で、いじめと考えられる事案と確認した際には、被害生徒・関係生徒と個別に面談し、実態を把握する。

(2) 基本的な緊急対応と組織的な対応

いじめ事案に対応する際は、複数の教職員で当たるとともに、先入観を廃し、客観的に事案をとらえることとする。個別の聞き取りで確認した内容は、当該学年・生徒指導において概要としてまとめ、必要に応じて速やかに保護者への連絡を行う。また、家庭訪問も積極的に実施する。

(3) いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的対応措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって親しい友人や教職員、家族、地域の人等と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。心の教室相談員を活用するとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の協力を得る。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

(5) 経過観察・再発防止等

被害生徒については、学級担任から定期的な家庭連絡を継続する。その期間は、「被害生徒の心身の状況が落ち着く」かつ「被害生徒の保護者の理解を得られる」までとする。加害生徒については、ボランティア活動に取り組みさせることで協力や支援の大切さを実感させるとともに反省ノート等を活用することで精神的な成長を確認する。被害・加害生徒への指導を継続しながら、全体へのアンケート調査を継続実施し、再発防止に全力を挙げて取り組む。

<重大事案発生時の対応>

(1) 連絡・報告

管理職・当該学級担任・生徒指導主事による概要の確認を行い、その概要を市教委へ速やかに報告するとともに、今後の対応について指導を受ける。また、事実確認・指導の経過についても市教委へ適宜報告する。

(2) 加害・被害生徒及び保護者への対応

- ① 関係生徒への聞き取りを行い、事案の概要が確認され次第、速やかに保護者へ連絡する。保護者へ連絡する際の文言は共通したものとし、情報を受け取った保護者の対応についても確認する。また、保護者へは時間帯を明示しながら来校を依頼する。
- ② 被害・加害生徒が精神的に落ち着いた場合は、全体指導を行う。一方、被害生徒と加害生徒の認識に不一致が見られたり、事実誤認が考えられたりする場合は、継続して個別対応を行うこととする。
- ③ 最終的には、被害・加害生徒及び保護者が一同に会し、事実確認を行うとともに、加害生徒の反省の弁を述べさせ、再発防止を誓い合うこととする。

(3) 他の生徒への対応

事案発生直後に、所定のアンケート様式にて、生徒が見聞した情報を確認する。また、明確な情報を持つ生徒については、個別に聞き取りを行う。事案の重大さに応じて、生徒への心のケアの必要性を吟味し、心の教室相談員と連携・対応するとともに、SC派遣を検討する。

(4) 関係機関との連携

市教育委員会については、前述のとおり適宜状況を報告するとともに、対応の在り方について指導を受ける。事実や実態が明らかとなった際には、少年センターを通じてSCやSSWの要請を積極的に行う。また、専門相談員による個別相談についても臨機応変に対応する。事案の重大さに応じて、収束が長引く際には、関係機関にケース会議を呼びかけ、今後の方針等について確認しながら進める。

(5) マスコミ対応

管理職（校長・教頭）による対応窓口の一本化を図る（職員による共通理解）。管理職は、知り得た事実を客観的に分析し、生徒のプライバシーに配慮した文言となるよう整理する。また、マスコミの取材については、生徒のプライバシーに配慮するよう伝える。事実が明らかでない場合は、「あらゆる原因を想定して、現在事実を確認中である。」ことを丁寧に伝える。

(6) 保護者会の実施

事案対応（事実関係の確認、生徒指導の一区切り等）に節目がいたら、速やかに保護者会を設定し、状況の説明を行うとともに、保護者の意向について確認する。「何があったのか」、「被害・加害生徒はどういう状況か」、「他の生徒の不安等はないか」といった保護者の思いを想定して対応すると

もに、できる限りのことは必ず行うことを丁寧に説明し、理解を得る。特に、心理的に不安定になっている生徒の保護者については、個別に対応し、要望等について丁寧に聞き取り、今後の対応について理解を得る。

7 年間計画

4月	学校基本方針の説明・確認 配慮を要する生徒の把握と共通理解①	10月	生活アンケート⑤
5月	学校いじめ対策委員会 発足 教育相談① 生活アンケート①	11月	生活アンケート⑥ 教育相談② 三者面談②
6月	生活アンケート②	12月	学年・学級PTA、学校運営協議会 生活アンケート⑦
7月	飯盛っ子の心を見つめる教育週間 校長講話、公開授業(道徳・命の授業) 学年・学級PTA、学校運営協議会 生活アンケート③	1月	生活アンケート⑧
8月	家庭訪問・三者面談① 配慮を要する生徒の把握と共通理解②	2月	人権週間の取組 教育相談③ 生活アンケート④ 学年・学級PTA、学校運営協議会
9月	生活アンケート④	3月	年間の取組の総括 配慮を要する生徒の引継ぎ業務